

## 財政課長の説明を請いての陳情

### [願意]

船橋市には、市民の声を聞き取る分掌課は存在しないとの所見に接しました。して又  
10 「関わり合いを持つな」との命令が各所管課へ発せられているとの所見にも接しました  
(第1号証参照)。

斯くなれば、主管課たる財政課長の説明を請うには至りません。然り而して、議会の  
斡旋を以て可能たるべく陳情します。

### 15 [理由]

三千万円を寄附した積もりも、会計課は「保管文書を精査の結果、寄附契約を証拠  
立てる証拠資料に欠ければ、三千万円が現金の俵に在る実態にある」事になるとの説  
明を受けました。

本件の所管課は財政課であれば、会計課よりの連絡あつてか、当時の財政課  
20 ■■■氏より「寄付金の契約事務の所管課は、財政課のみ」との解説を受けるに至りま  
す。2018年2月23日の事で、「DS 700200」としてレコーダーに収録されています。

市長へ、文書で問い掛けました。「不正行為が行われている」と市内は大きな騒ぎに  
なっているようですが、説明を」と。但し、未だに回答がありません。「第1号証」を以てす  
れば、回答がない筈です。「あの事は終わっている」「回答している」「不正・不当行為は  
25 無かったとの結論に、船橋市はある」と告げられたのです。大変な、大切な事ですから、  
証人を付けるように求めましたが拒絶され、所管係長への接近も又阻まれました。

これでは為す術なく、打つ手となれば「財政課■■■■見解」に基づく、「財政課■■■■  
見解」こそ「船橋市長見解」だと思いつくに至りました。

然し乍ら、難題が待ち受けています。二年ほど前より市民権剥奪の立場に据えられて  
30 いると云うのです。此れでは自力で、相手方財政課長に会える機会は到底望めませ  
ん。そこで「船橋市議会委員会条例、第2条イ企画財政部の所管に関する事」に着目、  
頼るは総務委員会のみと期待を寄せ、「議員立ち会いの下での、財政課長の説明」を  
聞く場を与えて欲しいと陳情する次第です。

当方は八五歳、先が見えていれば、三千万円の行方を知りたいだけであり、何として  
35 もお力添えをと請うて止みません。